

いつかためになる

法律知識

Vol.4
相続



弁護士 井上 航

産業・賠償対策課 主幹
(所属：第二東京弁護士会)

原発賠償に関して知っておきたい大事なポイントの解説と、日々の生活で問題が起きた際に迷わず対応するための予備知識をお伝えしていくコーナーです。

今回は相続で注意すべきことをお伝えします。

相続とは、死者（被相続人）の財産を誰かに継がせるための制度です。被相続人が生前に有効な遺言書を残していれば、原則として遺言書のとおり継がせることになります。遺言書を作成していないなどの場合には、話し合って配分を決めてもいいですし、法定相続分どおりに分割することもできます。

注意しなければならないのは、マイナスの財産、つまり借金なども相続しなければなりません。

特に注意しなければならないのは、被相続人が保証人になっていた場合です。被相続人から何も聞かされておらず、借主（主債務者）が破産するなどしたことで保証人（被相続人）に請求が来て初めて知ったというも珍しいことではありません。その場合に、「知らなかった」で通らないこともあるのです。

Q 震災後、兄が亡くなりました。兄の妻は5年くらい前に亡くなっており、兄が営んでいた小さな商店もそのころに畳んだようです。兄に子どもはいません。私たちの母は92歳で老人ホームに入っています。相続手続はどうすればいいでしょうか。

A まず注意しなければならぬのは意外と高額な借金が残っている可能性がある点です。

商店を自営していたということは、金融機関や公庫からまとまった借り入れがあったかもしれない。商店を畳んだ時に破産などの清算手続をしていればいいですが、清算をせずに放置したままであるとか、分割の約束をして毎月少額を返済していたようなケースも少なくありません。消費税などの税未納や公共料金の未納も相続の対象になり、高額の延滞金が付加されていることもあり、必ずしも注意が必要です。

故人に借金があり相続をしても損をするような場合には、相続放棄をすることもできます。

原則としてお亡くなりになったことを知ってから3カ月以内（3カ月以内と考えるおいた方が安全です。）に家庭裁判所で相

続放棄手続を取ることになります。借金の状況がわからず、3カ月以内に相続放棄をすべきか決めることができないときは家庭裁判所に期間延長を申し出ることもできます。

ご質問のケースで、お兄様の相続人はお母様になります。お母様が相続放棄をした場合、お兄様の兄弟姉妹、つまり質問者様が相続人となりますので、お母様に続いて相続放棄することを検討することになります。

お兄様の借金の有無は、預金通帳、契約書、帳簿や請求書、郵便物などを調査するか、お兄様が住んでいた地元の金融機関に問い合わせることになります。不安があれば弁護士や司法書士などに相談した方がいいでしょう。

お兄様が原発事故の避難指示

区域に住んでいたのであれば、東京電力に対する賠償請求も相続することができます。ここで注意しなければならないのは、お兄様の財産を質問者様ご自身のために使うとか、質問者様が相続人として賠償請求をするなどした場合に法定単純承認と言って相続放棄ができなくなることもあります。

相続放棄は原則としてお亡くなりになったことを知ってから3カ月以内にする必要がありますが、3カ月を超えてできる場合もあります。諦めずにご相談ください。

なお、故人に関する義援金の請求や生命保険金の請求などについては、相続放棄に関わらずできることもありますのでご相談ください。

相談はこちらまで

■福島県弁護士会 原子力発電所
事故被害者救済支援センター
TEL 024 (533) 7770
*受付窓口
(平日10時～15時)

■震災法テラスダイヤル
☎0120 (078309)
*福島市・二本松市・双葉郡広
野町に相談できる事務所があり
ます。
県外の法テラスも紹介しても
らえます。

問 産業賠償対策課賠償支援係
TEL 0243 (62) 0167